北海道・東北の市町村事例

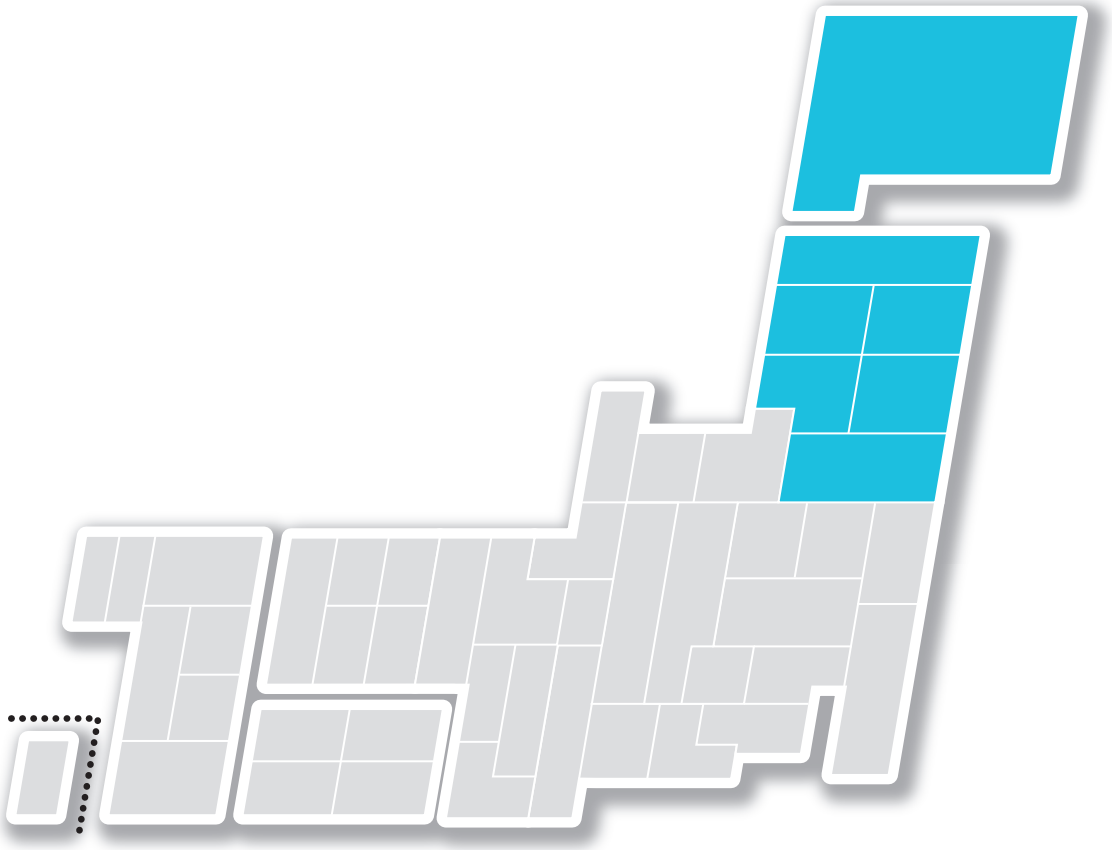

事例

事例番号	都道府県	自治体	中核機関・権利擁護センター等名称	ページ
1	北 海 道	京極町	京極町生活サポートセンター	P.27
2	北 海 道	旭川市、他	旭川市社会福祉協議会	P.31
3	青 森 県	鰺ヶ沢町・深浦町	社会福祉法人鰺ヶ沢町社会福祉協議会	P.35
4	岩 手 県	二戸市、他	カシオペア権利擁護支援センター	P.39
5	岩 手 県	釜石市・遠野市・大槌町	釜石・遠野地域成年後見センター	P.43
6	山 形 県	山形市	山形市成年後見センター	P.47
7	福 島 県	いわき市	いわき市権利擁護・成年後見センター	P.51

ポイント解説一覧

	テーマ	ページ
1	自治体・中核機関と家庭裁判所との連携	P.58

コラム一覧

	テーマ	ページ
1	市町村における中核機関等設置のために広域機関は何ができるのか 北海道社会福祉協議会　中村　健治	P.55
2	新たな地域資源としての市民後見人や社会福祉法人の活躍 カシオペア権利擁護支援センター　小野寺　幸司	P.56
3	家庭裁判所と中核機関の関係～顔のみえるおつきあい～ 福島家庭裁判所いわき支部	P.57

自治体名	北海道京極町	区分	単独・社協委託
キーワード	市民後見人育成　連携ネットワーク構築		

町村が取り組む緩やかな広域連携

Ⅰ．概　要

1．自治体概要

人　　口	3,004人
面　　積	231.49㎢
高齢化率	35.2%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	1人
障害者相談支援事業所	0か所
療育手帳所持者数	44人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	16人

2．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
7人	7人	0人	0人	0人

（2018年12月末時点）

②町長申立て件数

年　度		2016年	2017年	2018年	2019年（8月末時点）
件　数		0件	1件	0件	0件
内訳	高齢者	0件	1件	0件	0件
	障害者	0件	0件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
10人	2人	0人	0人

（2019年３月末時点）

3．事例のポイント

▶期間限定の協定による協力体制

2014年から、３年間の期間限定の協定により、羊蹄山麓８町村における広域での権利擁護の協力体制を構築。権利擁護に関する対応ノウハウを共有し蓄積。

▶各町村による中核機関整備

2014年からの権利擁護に関する支援経験を活かし、各町村が中核機関（後見実施機関）を整備。直接住民に関わる普及啓発、法人後見受任体制整備等（１階部分）を各町村の中核機関（直営や社協委託）が実施。

▶新協定締結による緩やか広域連携

2019年より８町村で新協定を締結。市民後見人養成やフォローアップ、困難ケース対応等（２階部分）は緩やかな連携により京極町社協が中心となって実施。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時　期	概　要
2012年	羊蹄山麓の担当課長会議で各町村で成年後見を進めていくという話が始まった H25年までに検討会を４回開催（町村間で協議） Point 1
2013～2014年	各町村から受講者を集って市民後見人養成研修を実施。
2014～2017年	後見実施機関機能に関して、羊蹄山麓８町村で３年間の期限付き町村間協定を締結。 広域実施によりノウハウの蓄積、ネットワークを構築。 Point 2
2017年	各町村で後見実施機関の立上げを実施。また、各町村で法人後見の受任体制を構築。
2019年	各町村の実情に合わせ中核機関（後見実施機関）が成年後見制度利用促進基本計画に基づく機能・役割を果たし、市民後見人の養成、フォローアップ、困難ケース対応等については京極町が事務局となる新協定を締結。 Point 3

POINT

Point 1

2012年、北海道の後志総合振興局から、道として後見制度の体制整備を支援したいという話が各市町村にありました。羊蹄山麓がまとまった単位だったので、山麓の８町村の広域で整備しようという話になりました。

Point 2

2014年10月から2018年の３月までと期限を区切って協定を締結し、各町村で権利擁護に関する体制整備を行いました。この３年間の予算は京極町が負担し、相談支援と申立支援の事例対応のノウハウを８町村で共有していきました。

Point 3

2018年までの協定の内容は相談支援と申立支援、法人後見の受任だったため、実際に８町村で相談があった場合は、京極町から出向いて他町村から相談を受けていました。具体的には各町村で①権利擁護が必要なケースの支援会議を開催、②行政、社協で申立の役割分担、③チームで町村長申立を実施という流れでした。３年後、2019年に各町村に中核機関（後見実施機関）が立ち上がった後は、これまでの経験の蓄積が各町村にあるため、京極町社協の役割が大幅に変わりました。（２階建てによる権利擁護支援の２階部分）

■広域実施に関するコンセプト・申し合わせ事項（旧協定立上げ時の体制構築の考え方）

・各町村ごとのネットワークを生かし権利擁護支援を必要とする住民に支援を届けられること
・京極町社協が各町村の支援会議（権利擁護に関するケースカンファレンス）に参加しながら支援のノウハウを蓄積し、各町村に伝える。
・各町村の権利擁護に関する事例に協働して取り組み、事例や解決方法を共有することを積み重ねる。

→

３年後に各町村ごとに権利擁護に関する体制整備を行う
・各町村で地域の困りごとを受け止められる、各町村のネットワークを生かして支援チームを形成できること。
・各町村単位では解決が困難な課題、各町村が力を合わせて取り組んだ方がよいことは一緒に取り組んでいく。

Ⅲ. 京極町における体制の特徴について

1．成年後見制度を推進するための中核機関の体制

2014年より、京極町が中心となって、３年間の期間限定で、羊蹄山麓８町村における広域での「羊蹄山麓権利擁護　中核機関・地域連携ネットワーク」を構築した結果、３年間で全町村が中核機関（後見実施機関）を整備に至りました。2018年からは新協定により、直接住民に関わる普及啓発、受任体制等の１階部分は各市町村で実施し、市民後見人養成やフォローアップ、困難ケース対応等２階部分は広域連携的な形で京極町が実施するという、２階建てによる権利擁護支援を開始しました。

■チームによる役割分担のファシリテーション

当初から申し立ての実績等があったわけではなく、一から各町村と共同で体制をつくりあげていきました。その際、「行政の方の得意分野は申立の書類の文書作成」、また「ヘルパーの方は日頃から被後見人と接しているので、成年後見の申立の意向を聞きに行くことが得意」といった、関わっている人がそれぞれの持ち味を活かした役割分担ができるよう、京極町社協が事務局としてファシリテーションを行いました。それによって、担当者が一人で抱えることなく、関わる人がそれぞれの専門性を生かし、チームを組んで動けるようになりました。

なお、支援の困難性が高い人に対しては、申し立ての段階から専門職を含めたチームを形成しています。成年後見人が受任したとしても孤立しないようにケース会議で調整し、いつでも集まれる体制を作り、成年後見の受任後も、数か月ごとの会議において、状況をチームで共有しています。

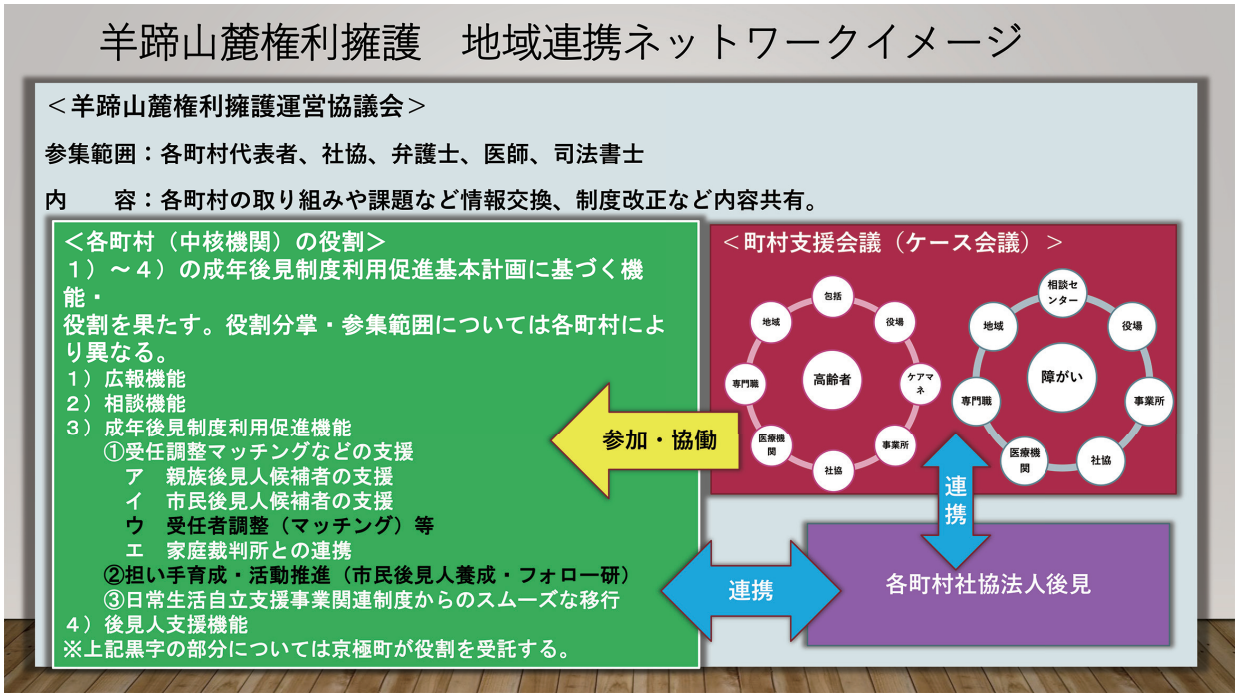

2．体制が構築できたことによる効果について

■制度の浸透とスタッフのスキルアップ

2014年の協定を結ぶ以前は、各町村から同じように相談があるわけではありませんでしたが、前ページのような、申立てについての京極町社協によるファシリテーションによって体制整備が進むことにより、各町村の関係機関からケースの相談があり、京極町や社協に相談が入るようになってきました。いまでは、羊蹄山麓で権利擁護関連の相談を受けていない町村は０件となりました。また、ケースを重ねるに従ってケース会議の質が向上し、アセスメントシートも、権利擁護に必要な情報が記載される、ケアマネジャーからの報告にも権利擁護の概念がはいってくるようになるなど、スタッフのスキルもあがってきました。

■関係機関との連携

市民後見人養成プログラム作成の際には、裁判所に個別に相談しました。同時に裁判所をはじめ羊蹄医師会、弁護士会、司法書士会へも運営協議会へ出席依頼を行っています。

住民の困り事／事例から多様な機関とのつながりを構築し、羊蹄山麓のネットワークの土台ができあがりました。

■市民後見人による支援について

京極町では、養成研修修了者は法人後見支援員の準備はしていますが、なるべく単独受任を目指しています。一方、倶知安町においては、市民後見はまだ実績がなく、法人後見の担い手としての活動のほうが、スタートとしては取り組みやすいと考えています。各町村で体力も専門性も違うので、市民後見人による支援を一本化することは現実的ではありません。養成は一緒でも、戻ってからの働き方は必ずしも共通がよいと考えてはいません。

法人後見からの移行を検討する際に、市民後見人と専門職後見人の複数受任という形態が本人のメリットになると考えられる事案があります。市民後見人は本人と接する機会が多く、本人の意向を丁寧にくみ取っています。専門職が紛争性の解決などの専門的対応に専念することが可能ともなるため、複数受任を検討している事案があります。

協議会に参加している機関、福祉や医療機関など支援チームにおいても、市民後見人がきめ細やかに関わることによって、いわゆる独りぼっちにならないチーム支援のメリットがあることを認識してくれています。

■参考URL　連絡先

北海道京極町　健康推進課
0136-42-2111
URL：http://www.town-kyogoku.jp/
kenko@town-kyogoku.jp

担当者より

ケアマネを20年やって、始まった当初と比べると身寄りのない方や金銭管理の問題が増えています。その中で法人後見や市民後見のいわゆる一緒になって働いてくれる仲間が増えてくれるということは、すごくありがたく、心強いです。また人が多く関わってくれることが、利用者の利益や、幸せな人生につながっていくと思っています。

色々な人がつながっていくと、いろいろなところに良さが波及して繋がっていくということを感じています。例えば医療の人が困っているときに、福祉の人が自分たちの役割や価値を発揮したり、権利擁護や介護や、違う場面で持ち味を活かすことがしやすくなりました。

また、住民からも相談できる人、最後まで見てくれる人として見られるようになりました。それにより受ける相談の幅や関係機関との関わりがさらに強化され、地域で頼られる社協になれたと感じています。

自治体名	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町	区分	広域・委託（社協）
キーワード	定住自立圏広域連携、当事者参加、ニーズ調査、市民後見人活動支援		

１市８町による定住自立圏活用による社協への広域委託

Ⅰ．概　要

１．自治体概要（※1市8町の合計値）

人　　口	387,196人
面　　積	3471.2㎢
高齢化率	33.4%
地域包括支援センター	19か所
日常生活自立支援事業利用者数	15人
障害者相談支援事業所	10か所
療育手帳所持者数	4,883人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	3,468人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績）

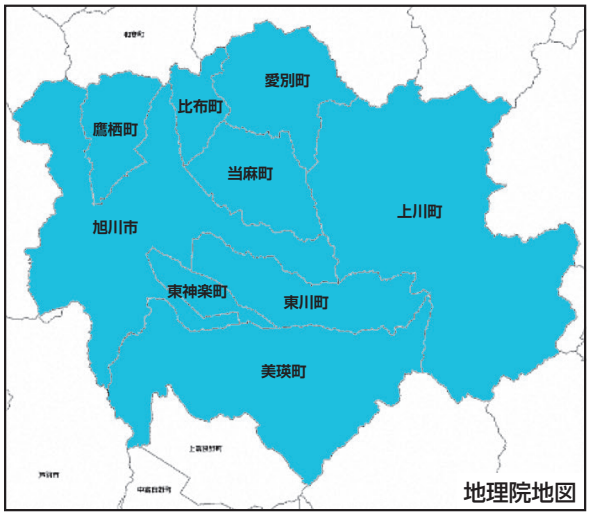

地理院地図

２．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
749人	541人	124人	70人	14人

（2018（H30）年12月末時点）

②市長申立て件数

年　度		2016年（H28）	2017年（H29）	2018年（H30）	2019年（R1）
件　数		23件	15件	21件	8件
内訳	高齢者	16件	13件	14件	7件
	障害者	7件	2件	7件	1件

（2019（R1）年度は8月末時点）

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
119人	15人	―	―

（2018（H30）年度末時点）

３．事例のポイント

▶１市８町定住自立圏の枠組を活用

上川中部定住自立圏域（１市８町）で成年後見推進事業の実施に関する協定を締結。事業実施要領にて、中心市である旭川市が支援機関（センター）を設置し、事務局を旭川市に置くことを定めた。

※「定住自立圏域」については「ポイント解説 P.198～を参照ください。

▶成年後見制度活用促進事業の試行と「事前型受任調整会議」の開催

地域ケア会議等で緊急に制度利用が必要で代替手段がない等と判断された案件は、「事前型受任調整会議」を行い、適切な候補者を検討したうえで申立等につなぐ。

▶市民後見人は、地域の福祉の担い手

市民後見人は単独受任で活躍、センターは市民後見人が力を活かせるよう、養成から受任中まで、きめ細かく支援。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時　期	概　要
2010（H22）年10月	１市７町で上川中部定住自立圏形成協定を締結。Point 1
2011（H23）年11月	旭川福祉後見支援研究会※が、ニーズ・実態調査を実施、検討報告書「～『地域社会が支える成年後見制度』の実現を目指して～」により旭川市に提言。
2012（H24）年	旭川市が「成年後見制度利用支援体制検討委員会」を設置、旭川成年後見センター（仮称）の構想を検討。
2013（H25）年	旭川成年後見支援センターを設置、旭川市社協が運営を受託。Point 2 市民後見人養成事業を開始。
2014（H26）年１月	１市８町で上川中部定住自立圏形成協定を締結。 市民後見人の受任開始。
2019（H31）年３月	第４期旭川市地域福祉計画に、成年後見制度利用促進市町村計画を位置付けて策定、既存のセンターの仕組みを活かし、中核機関の設置を定めた。

POINT

Point 1

上川中部圏域における自治体連携の枠組みはもとからありましたが、H22年度より１市７町による定住自立圏域の枠組みができました。

平成25年度には１市８町での協定に変更、中心市である旭川市が福祉保険部福祉保険課に事務局を置き、運営要綱を定め、構成町と調整をはかりながらセンター運営を進めています。

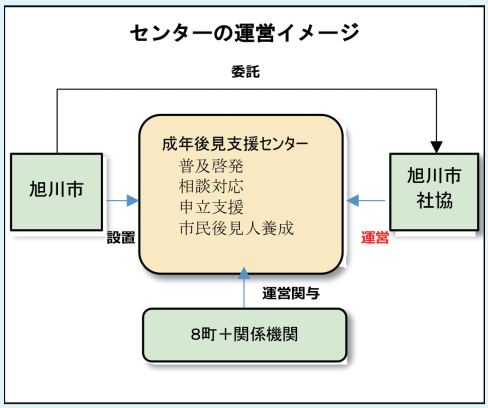

Point 2

センターの運営イメージは、旭川市が成年後見支援センターを設置、８町と関係機関が運営関与、旭川市社協が受託、という関係です。

また、社協との委託契約は、定住自立圏域の中心市で事務局を担う旭川市が旭川市社協に委託しています。

旭川市が検討をはじめたきっかけは何でしょうか？

当事者団体や専門職、福祉団体が中心となり、「旭川福祉後見支援研究会」を立ち上げ、福祉ニーズに着目したニーズ・実態調査を行いました。

その結果、必要があるにも関わらず成年後見制度利用に至っていない潜在的なニーズを持つ方が2000名以上いることが明らかになりました。

研究会より、「初期相談から利用支援まで一体とした取り組み、関係する諸機関・団体がネットワークを形成し、活動展開が可能となるような、『公的な専門機関設置』が必要」との提言を受け、市で検討委員会を設置することになりました。

Ⅲ. 上川中部圏域における体制の特徴について

1．中核機関の体制

上川中部圏域では、上川中部定住自立圏域成年後見推進事業協定・実施要領に基づき、１市８町が連携し、旭川成年後見支援センターを中核機関と位置付けています。

センターは旭川市社協が運営を受託しており、担当者は、職員5名（うちセンター長および相談員３名は社会福祉士や精神保健福祉士）です。

センターでは、主に、相談、成年後見制度の手続き支援、成年後見制度の普及・啓発、市民後見人の養成・受任中の支援を行っています。

８町は１次的な相談窓口対応を行い、２次的にセンターが相談を受ける体制をとっています。旭川市では毎年４月頃各町を訪問、困っていることを聞き取り、また市町長申立ての場合には情報提供を行っています。

なお、広報・制度の普及啓発活動や、ケースのアセスメントに関しては、センターが直接行っています。また、センターは市町の窓口担当職員向けの研修も行っています。

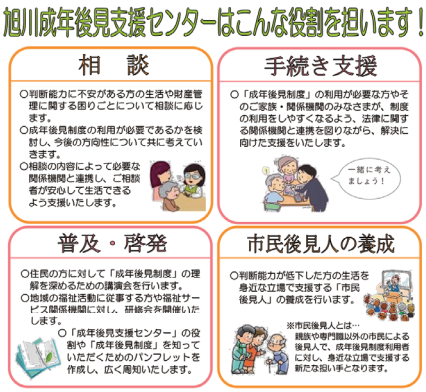

2．成年後見制度「事前型受任調整会議」の開催

センターが2019（R1）年度より試行している「成年後見制度活用促進事業」では、相談から、ケースの検討、事前型受任調整会議が別図フロー図のように位置付けられています。

相談があると、まずは、担当者会議や地域ケア会議において、成年後見制度の対象となるのか、一時性、緊急性、非代替性、専門性の有無について検討が行われます。

成年後見制度の利用が適切と判断された場合、次の段階として、「事前型受任調整会議」が行われ、市民後見人、専門職、センター職員のだれが制度利用前の支援に関与するのかを決め、スムーズな制度利用につなげています。

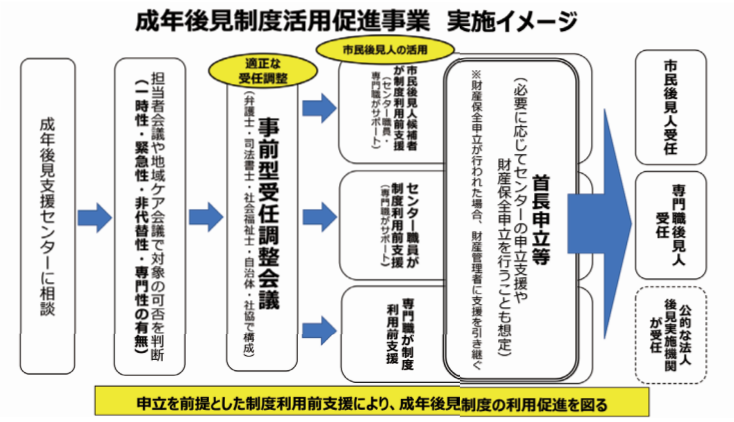

3．市民後見人は、地域の福祉の担い手

センターでは、圏域１市８町を対象に市民後見人の養成、および、活動支援を行っています。

旭川市社協では、福祉のまちづくりにおいて以前より住民参加型の活動を展開しており、**住民の力を信じ、市民後見人が地域の福祉の担い手として活躍することをバックアップ**しています。

旭川市の市民後見人は、**主に低所得、身寄りがなく、紛争性がない案件について、単独で選任**されています。

受任の初動期（１～２か月）には、センター職員が市民後見人とともに動き、活動を支援しています。

またセンターでは、**３か月毎に市民後見人と定期面談を実施**し、財産管理に関する報告書の確認及び被後見人等の状況や市民後見人の活動状況についての確認を行っています。

旭川成年後見支援センターにおける市民後見人像

1　定義

市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、行政が設置する旭川成年後見支援センターによる養成と活動の支援を受けながら市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである。

2　市民後見人の要件

・年齢満２５歳以上の一般市民の方
・旭川成年後見支援センター業務担当市町村内に居住している方
・旭川成年後見支援センターが開催する市民後見人養成研修を修了し、制度に関する基礎知識を修得している方
・倫理観や規範意識を持っていて活動意欲が高く、報酬の多寡にとらわれず、後見活動を安定的、継続的に実行できる健康状態や生活状態にある方
・被後見人の立場に立って地域に根ざした活動ができる方
・任意後見受任者や任意後見人、成年後見人等になっていない方
・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会などの専門職団体に後見候補者として登録していない方

3　受任案件の対象者

・紛争性が少ない方　・高額な財産をもたない方　・低所得者　・頼れる親族がいない方
・見守りや寄り添いなど地域、近隣による支援が必要な方
・コミュニケーションや対人援助等の専門的な技術を要しない方

4　受任形態

・個人受任（専門職等との複数後見もあり）　・１人１件の受任を原則とする

5　選任方法

・専門職等で構成する受任調整会議にて事案ごとに選考する

6　報酬

・家庭裁判所への報酬申し立ては妨げない

7　受任までのおおまかな流れ

担当者より

後見を必要とする人がいままで制度に結び付いていない実情があったのではないでしょうか。制度を必要とする人にマッチングすることで、「助かったよ」という声を聞くことで、うれしく感じています。

センターができたことで、権利擁護をみんなで考える風土や空気ができ、支援を必要とする人をみんなで支えよう、という考えが共有されてきたように思います。

■参考URL　連絡先

●旭川市福祉保険部福祉保険課
TEL：0166-25-6312
URL：https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/40000000/40050000/index.html

●旭川成年後見支援センター
TEL：0166-23-1003
URL：http://www.asahikawa-shakyo.or.jp/kouken/

自治体名	鰺ヶ沢町、深浦町 （権利擁護センターあじがさわ）	区分	広域・委託（社協）
キーワード	広域整備、身元保証・日自との連携、検討・専門的判断会議		

2町2社協による広域整備での保証も含む総合的権利擁護

Ⅰ．概　要

1．自治体概要

人　　口	18,047人
面　　積	831.98㎢
高齢化率	44.8%
地域包括支援センター	2か所
日常生活自立支援事業利用者数	15人
障害者相談支援事業所	2か所
療育手帳所持者数	240人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	181人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績）

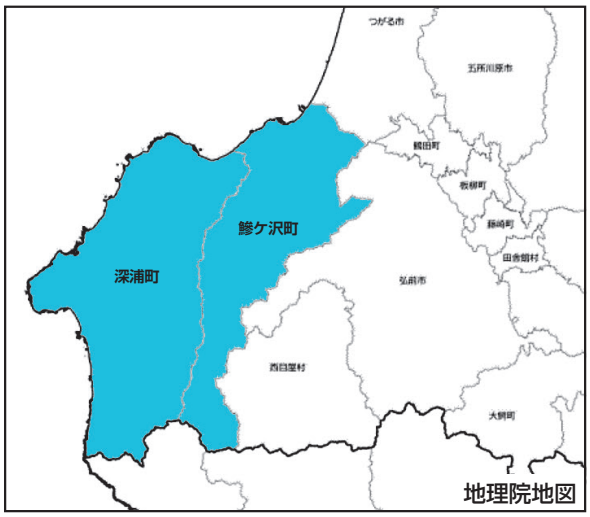

地理院地図

2．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
25人	21人	3人	1人	0人

（2018（H30）年12月末時点）

②市長申立て件数

年　度		2016年	2017年	2018年	2019年（8月末時点）
件　数		2件	2件	1件	0件
内訳	高齢者	2件	2件	1件	0件
	障害者	0件	0件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
0人	0人	0人	0人

（養成数：2018（H30）年度末時点。）
（法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019（H31）年4月時点。）

3．事例のポイント

▶2町2社協による中核機関の広域整備

平成22年から自主財源で権利擁護センターあじがさわを設置していた鰺ヶ沢町社会福祉協議会（以降、鰺ヶ沢町社協という）へ中核機関を委託し、2町2社協が権利擁護に関する事業を協働。

▶制度利用前から利用後までの検討・判断を実施する「検討・専門的判断会議」

制度利用の決定前から決定時、制度利用後の3段階において、専門職を交えて多機関で検討する「検討・専門的判断会議」を実施。

▶「保証」「日自」「成年後見」などによる、総合的な権利擁護の支援

身寄りのない人を地域で支えていくための「地域あんしん生活保証事業」を立ち上げ、判断能力低下前から安心して生活し、適切に成年後見へ移行できる体制を整備。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時　期	概　要
2010（H22）年	鰺ヶ沢町社会福祉協議会で権利擁護センターあじがさわ設立。（独自事業）
2016（H28）年6月～2018（H30）年10月	成年後見制度利用促進法、国基本計画策定の動きをうけ、２町で勉強会・研修会を実施。 Point 1
2018（H30）年12月まで	２町２社会福祉協議会で、事業内容、事業費の負担割合等について協議。 Point 2 首長に事業説明を行い、財政担当課と協議。
2019（H31）年３月まで	条例・規則の制定、成年後見制度利用促進事業実施要項の制定。 Point 3 委託契約書、事業計画書の作成。
2019（H31）年４月	２町が権利擁護センターあじがさわ「成年後見制度利用促進事業」をそれぞれ個別に委託し、中核機関を整備。

POINT

Point 1

平成28年度は「地域あんしん生活保証推進プロジェクト」、平成29年度は「地域連携ネットワークに関する検討会」、平成30年度は「権利擁護研修会」を実施しました。

２社協はすでにそれぞれ法人後見に取り組んでいましたが、頼れる家族が近くにいない人の支援が課題であると感じていたことから、「地域あんしん生活保証推進プロジェクト」に、最初に取り掛かりました。このことにより、「保証」「日自」「成年後見」の３つから本人にもっとも適した権利擁護支援を提案できるようになりました。

Point 2

財政部局や町上層部には、「２町の人口規模、高齢化率が似通っていて、２町２社協が共同でやることのメリットがあること」や、「両町の成年後見制度の利用者数のデータの推移」を使い、共にやることの必要性や効果を説明しました。すでに権利擁護センターあじがさわがあったこと、平成28年度から３年間２町で実践してきた勉強会等の実績により上層部の理解を得ることができました。

Point 3

中核機関整備にあたっては、このほかに成年後見制度利用促進に関する条例の制定や、権利擁護センターを実施するための要綱の整備も、各町で行いました。町の成年後見制度利用促進基本計画については、令和３年度までに、それぞれの町の法定計画に盛り込む形で策定する予定です。

「２町２社協による広域整備」というフレーズを使うのはなぜですか？

鰺ヶ沢町社協に中核機関を委託しているのは２町ですが、深浦町社協も、すでに法人後見に取り組み、権利擁護のスキルをもっていました。

また、地域あんしん生活保証事業等についても、２つの社協が同じ権利擁護の意識で実践をしています。２町２社協の４つがお互いに教えあいながら、権利擁護の実践を進めています。やる！これから始める！という思いを共にもつことで、取り組みを進めることができました。

Ⅲ. 鰺ヶ沢町・深浦町における体制の特徴について

1．２次相談と「検討・専門的判断会議」の招集を行う中核機関

平成22年、鰺ヶ沢町社協内に「権利擁護センターあじがさわ」（以降、権利擁護センターという）が設置され、法人後見等の権利擁護支援を実施していました。成年後見制度利用促進法、国基本計画策定の動きを受け、平成28年度から３年間、権利擁護センター主催で、２町２社協で地域の実情把握、権利擁護支援についての勉強会や研修会、検討会等を重ね、権利擁護センターの業務内容を再考。そして平成31年４月（令和元年度）、「成年後見制度利用促進事業」を鰺ヶ沢町・深浦町が権利擁護センターへ委託し、地域連携ネットワーク構築に向けた中核機関の誕生となりました。

中核機関は、下記の図のとおり、<u>２次相談と「検討・専門的判断会議」の招集</u>を行っています。

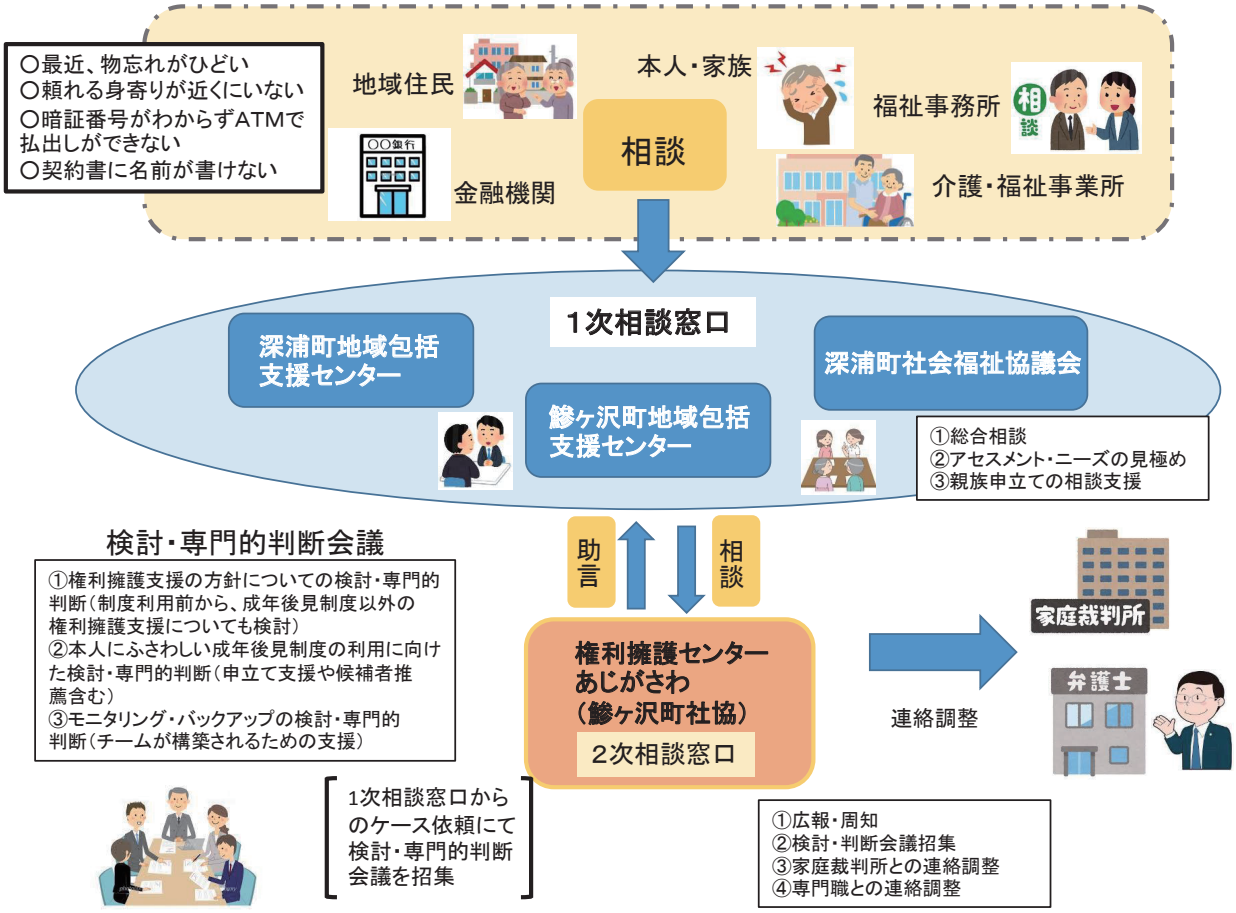

2．２町２社協による広域整備とその負担割合

２町は、人口規模、高齢化率がほぼ同様で、法人後見実施の事業も連携して行う等、以前より協力関係にありました。中核機関の整備にあたっては、多数の市町村で広域整備とすると、支援の際の移動距離が長くなることや、行政の規模が違うため課題を共有しにくいことが予想されました。また、鰺ヶ沢町社協には、法テラスが併設されており、法律職が常駐していて、連携がとりやすい体制がありました。そこで、既存のセンターの業務を見直すことで、中核機関とすることを決定しました。

センター職員２名は、権利擁護業務以外も兼務しているので、権利擁護に携わる業務時間を算出してもらい、業務の６割が権利擁護業務に当たるということがわかりました。職員の給与の６割を人件費として算出、使用料や賃借料、研修会実施の費用等も細かく積み上げて、予算額を設定しました。

事業費については、人口割合で細かく割ってもほぼ大きな差が生じないため、安定した運営のためにも、２町で折半し300万円ずつ支出することとしました。両町とも一般会計の社会福祉費の社会福祉総務費のところに、委託料で予算計上しています。

3．地域あんしん生活保証事業や日常生活自立支援事業も含めた総合的権利擁護

センターの権利擁護支援の特徴として、「地域あんしん生活保証事業」「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」の３つから、本人に適した支援を提案していることが挙げられます。

人口規模が小さく、高齢化率が高い２町にとっては、入院や入所の際、頼れる家族がいない人への支援は重要な課題でした。判断能力の低下がないときから、必要に応じて成年後見制度へも移行できる一貫した権利擁護支援のための体制を整えたいと考え、平成28年度から始めた勉強会では、先に「地域あんしん生活保証推進プロジェクト」から取り掛かり、保証機能の検討や、先進自治体視察を行いました。その結果、判断能力が十分な本人と契約し、預託金で死後の事務の問題までカバーしていける「地域あんしん生活保証事業」を創設しました。判断能力が不十分になった場合には成年後見制度へ移行することを契約に明記したうえで、法テラスの弁護士から助言を受けながら、現在６人と契約しています。

そのほかにも、虐待等に関する専門的支援事業や遺言公正証書作成支援事業など、幅広く権利擁護に関する業務を行えるセンターとして位置づけています。

担当者より

２町２社協で総合的な権利擁護支援に取り組むことにより、２×２＝４倍の社会資源が活用できるようになりました。制度のはざまから救うことができるようになり、幅広いきめ細やかな権利擁護支援ができるようになったと感じています。

■参考URL　連絡先

鰺ヶ沢町役場健康ほけん課（地域包括支援センター）
（R2年度からは、ほけん福祉課へ課名変更）
TEL：0173-72-2111
深浦町役場地域包括支援センター
TEL：0173-74-4421
鰺ヶ沢町社会福祉協議会
権利擁護センターあじがさわ
http://www.ajisyakyo.justhpbs.jp/jigyou_annsinnjiritu.html

自治体名	二戸市・軽米町・九戸村・一戸町 （カシオペア権利擁護支援センター）	区分	広域・委託（NPO法人）
キーワード	広域連携、多職種による地域連携ネットワーク、法人後見、市民後見		

広域行政事務組合の圏域活用によるNPO法人への広域委託

Ⅰ．概　要

1．自治体概要（※4市町村の合計値）

人　口	53,892人
面　積	1100.27㎢
高齢化率	38.49%
地域包括支援センター	4か所
日常生活自立支援事業利用者数	61人
障害者相談支援事業所	6か所
療育手帳所持者数	658人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	478人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績、二戸市は2019年10月時点数）

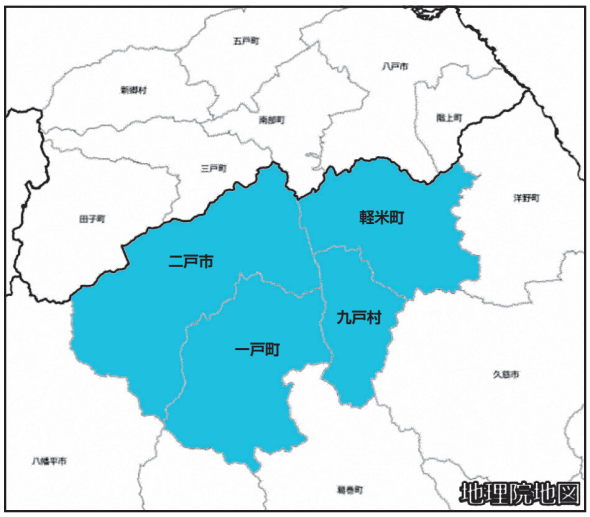

2．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
107人	79人	25人	2人	1人

（2018年12月末時点）

②市長申立て件数

年　度		2016年	2017年	2018年	2019年（8月末時点）
件　数		1件	2件	2件	6件
内訳	高齢者	1件	2件	2件	5件
	障害者	0件	0件	0件	1件

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
26人	6人	―	―

（2018年度末時点）

3．事例のポイント

▶広域行政事務組合の枠組を活用

介護保険、廃棄物処理など一部事務組合を設置している二戸地区広域行政事務組合の枠組に基づき、通称「カシオペア連邦」４市町村が連携し、権利擁護支援センターを設置。

▶多職種による「権利擁護ネットワーク会議」の設置

行政、司法専門職、福祉関係者、医療機関等、多職種が関わり「権利擁護ネットワーク会議」を設置、調査研究や困難事例等の検討・解決、演劇による広報活動等を実施。

▶市民後見人養成、法人後見の実施

専門職が少ない地域で、制度利用を必要とする方に対応するため、市民後見人養成、法人後見にかかる取組等を実施。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時　期	概　要
2007年（H19年度）	「権利擁護を推進する会」設立
2008年（H20年度）	「カシオペア権利擁護等事業推進委員会」設立 Point 1
2009年（H21年度）	地域における権利擁護ニーズの実態調査を実施。
2010年（H22年度）	地域の相談機関への調査を実施。
2012年（H24年度）	「NPO法人カシオペア権利擁護支援センター」設立。 Point 2
2013年（H25年度）	「カシオペア権利擁護ネットワーク会議」設置、センターに相談員を配置。
2014年（H26年度）	市民後見人養成事業を開始（一戸町事業、参加対象は４市町村） Point 3
2015年（H27年度）	市民後見人フォローアップ事業を開始（一戸町事業）市民後見人が受任開始（専門職等との複数後見）。
2019年（H31年度）	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町が、中核機関をカシオペア権利擁護支援センターに委託。 Point 4 第２回市民後見人養成事業を実施（軽米町事業、参加対象は４市町村）

POINT

Point 1

福祉、司法、医療それぞれの立場で権利擁護支援に悩んでいた専門職等が集まり、手弁当で委員会を立ち上げ、地域に成年後見制度を必要とする方がどのくらいいるのか、関係機関がどのような課題を抱えているのか調査を行いました。この委員会がのちの「ネットワーク会議」の母体となっています。

Point 2

センターの設立時、成年後見制度を活用した権利擁護支援を行うため、任意団体ではなくNPO法人格を有した団体として責任をもって市町村と協働していくことが必要と考えられました。

設立後、圏域の４市町村からの委託事業「二戸地域権利擁護支援事業」をセンターが受託しています。

Point 3

この圏域に法律専門職の数が少ないことから、成年後見制度の担い手の育成が急務でした。家庭裁判所と調整を重ね、育成の翌年度より市民後見人の選任が開始されました。フォローアップ研修、受任者の交流会等センターが手厚く支援を行っています。また、2019年10月社会福祉法人による法人後見受任がスタートしました。

Point 4

2019年度、国基本計画で定められた中核機関の担うべき機能を事業の柱とした委託契約を締結することで、４市町村は中核機関を整備しました。

センター設置に向けて、以下の３つの取組が求められていることがわかりました。

1　啓発の必要性　→　研修会やパンフレットがあるといい
2　相談・支援の体制づくり　→　福祉と司法が連携して専門的、継続的相談・支援ができる
3　受け皿づくり　→　市民後見、法人後見の実施、後見人等を支える仕組み等

Ⅲ. 二戸地区における体制の特徴について

1．中核機関の体制

二戸地区では、介護保険、廃棄物処理など一部事務組合を設置している二戸地区広域行政事務組合の枠組（通称：カシオペア連邦）に基づき、４市町村が連携し、NPO法人カシオペア権利擁護支援センターに中核機関を委託しています。

担当者は、職員４名（うち所長と主任相談員、相談員が社会福祉士）です。

センターでは、市長村事業としての相談支援、や研修会の実施、市民後見人養成・サポート事業を行うとともに、ネットワーク会議の開催、法人後見事業を行っています。

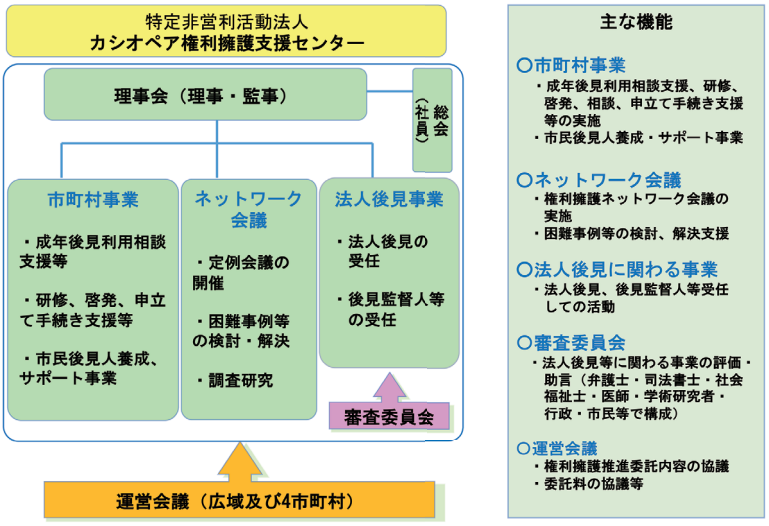

2．センターの「権利擁護相談支援体制」

カシオペア権利擁護支援センターでは、市長村事業として「権利擁護相談支援」を行っています。

住民からの直接相談、民生委員や社協、医療・福祉関係者からの相談、市長村からの相談いずれにも対応を行っています。

困難事例の相談があった場合には、権利擁護支援センターのネットワーク会議において、多職種による事例検討を行うことができます。

自治体担当者からは、困難事案に対応できる専門的な機関があり、多角的に検討がなされることで、スムーズな対応が可能になる、と評価されています。

権利擁護相談支援体制

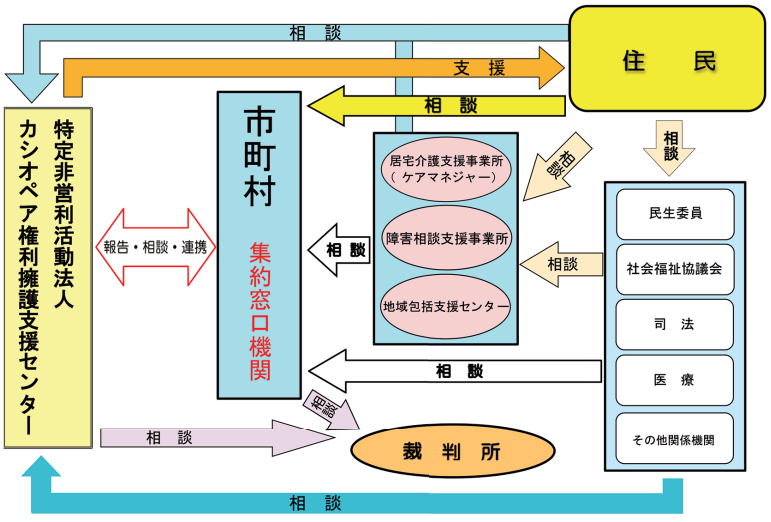

3．多職種連携による「権利擁護ネットワーク会議」の取組

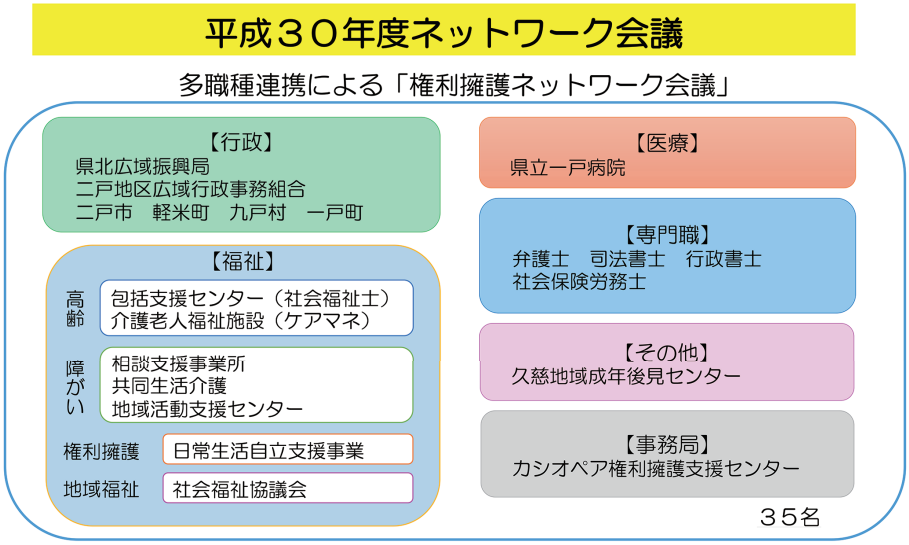

地域には、司法、福祉、医療等の関係者が集まり地域の権利擁護の取組を手弁当で進める委員会が立ち上がっていました。

その取組を引き継ぎ、現在では、中核機関の事業として、**行政、司法専門職、福祉関係者、医療機関等、多職種連携による「権利擁護ネットワーク会議」を年５回開催**しています。

ネットワーク会議では、**センター事業の検討、調査研究や困難事例等の検討・解決**を行っています。

また、**ネットワーク会議メンバーによる劇団「友蔵と仲間たち」を組織、成年後見制度を演劇を通じて知ってもらうための広報活動**等を実施しています。劇団の演劇による制度周知は、各地で評判をよんでおり、現在は二戸地区だけではなく県内各地にて公演を行っています。

出典：センター「にこにこ通信 Vol.4」より

■参考URL　連絡先

●九戸村住民生活課（幹事自治体）
TEL：0195-42-2111
URL：http://www.vill.kunohe.iwate.jp/gyousei/20_jyumin/

●カシオペア権利擁護支援センター
TEL：0195-43-3042

担当者より

- カシオペア権利擁護支援センターがあることで、行政もメリットを感じています。困難事例を行政だけで対応するのではなく、センターがあることでサポートいただけるのは非常にありがたいです。
- 規模が小さな町村では行政だけで十分な対応が難しいため、圏域で行うほうが安定し、専門職や他自治体等に相談することもできます。
- 行政は異動があるのに対し、センターがあることで、広域で専門職が関わり続けてくれ、多職種で連携してネットワークがあることは安心です。
- センターがあることで町長申立に踏み切ることができました。
- 中核機関は総合相談事業です。そのためには分野横断的に本人や地域社会に働きかけ、必要な資源を活用・開発する「ソーシャルワーク機能」が求められます。